組　合　費

組合費は、組合活動を財政的に支える大切なものです。神障教組の組合費は、正規職員及び再任用職員は、現給保障分をのぞく給料額（教職調整額含む）の0.83%、臨時的任用職員の組合費については給料額の0.52%とします。また、10円未満端数切り捨てとします

正規職員及び再任用職員・・・組合費＝給料額×８．３／1000　（10円未満は切り捨て）

臨時的任用職員・・・・・・・組合費＝給料額×５．２／1000　（10円未満は切り捨て）

３／４非常勤・・・・・・・・月額500円

新採後補充・・・・・・・・・・年額1000円

それ以外の非常勤・・・・・・月額200円

政令指定都市からの研修異動による在職者・・・・・月額１０００円